

# 法人後見支援事業 事務手順書

令和3年12月  
大阪府

## 目次

---

第1章 成年後見制度	1
1. 成年後見制度の現状	
2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業	
3. 社会福祉法人による法人後見	
第2章 法人後見支援事業	8
1. 法人後見支援事業	
2. 各主体の主な役割	
3. 制度の担い手確保にかかる考え方	
【参考】大阪府法人後見支援事業実施要綱	
第3章 法人後見専門職員養成研修とバンク登録	13
1. 法人後見専門職員養成研修	
2. 法人後見人バンク登録	
【参考】大阪府法人後見人バンク運営要領	
第4章 法人後見候補者の受任調整	17
1. 受任までの流れ	
2. 受任調整	
市民後見人チェックリスト	
社会福祉法人の意向確認チェックリスト	
【参考】受任調整関係	
第5章 法人後見の活動支援	33
1. 日常的な相談対応	
2. 情報交換等の実施	
3. 専門相談の実施	
4. フォローアップ研修等の参加	

### 1. 成年後見制度の現状

#### (1) 成年後見制度の成立

成年後見制度は、「措置から契約へ」という、大きな社会福祉の基礎構造改革の流れの中、平成12年4月の民法の改正等によりスタートしました。

それまで、禁治産・準禁治産制度において、本人の財産管理が中心でしたが、「成年後見制度」となり、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされ、成年被後見人等（以下「本人」という。）の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われることになりました。

#### (2) 成年後見制度利用促進法の施行

成年後見制度開始以降も、成年後見制度が、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、平成29年3月には、「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国基本計画」という。）が閣議決定されました。

これらは、国及び自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としており、「全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が、制度を利用できるような地域体制の構築」を目指しています。

#### 促進法の基本理念（成年後見制度の理念の尊重）

##### ① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと

##### ② 自己決定権の尊重

成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと

##### ③ 身上の保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと

基本計画における市町村の役割として、地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置と、これらを段階的・計画的に進めるため、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画の策定に努めるものとされています。

都道府県の役割としては、広域的な見地から、市町村が実施する体制整備の取組を支援するとともに、市町村間や家庭裁判所及び関係団体との連携等における広域的な調整を行うことが求められています。

### 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

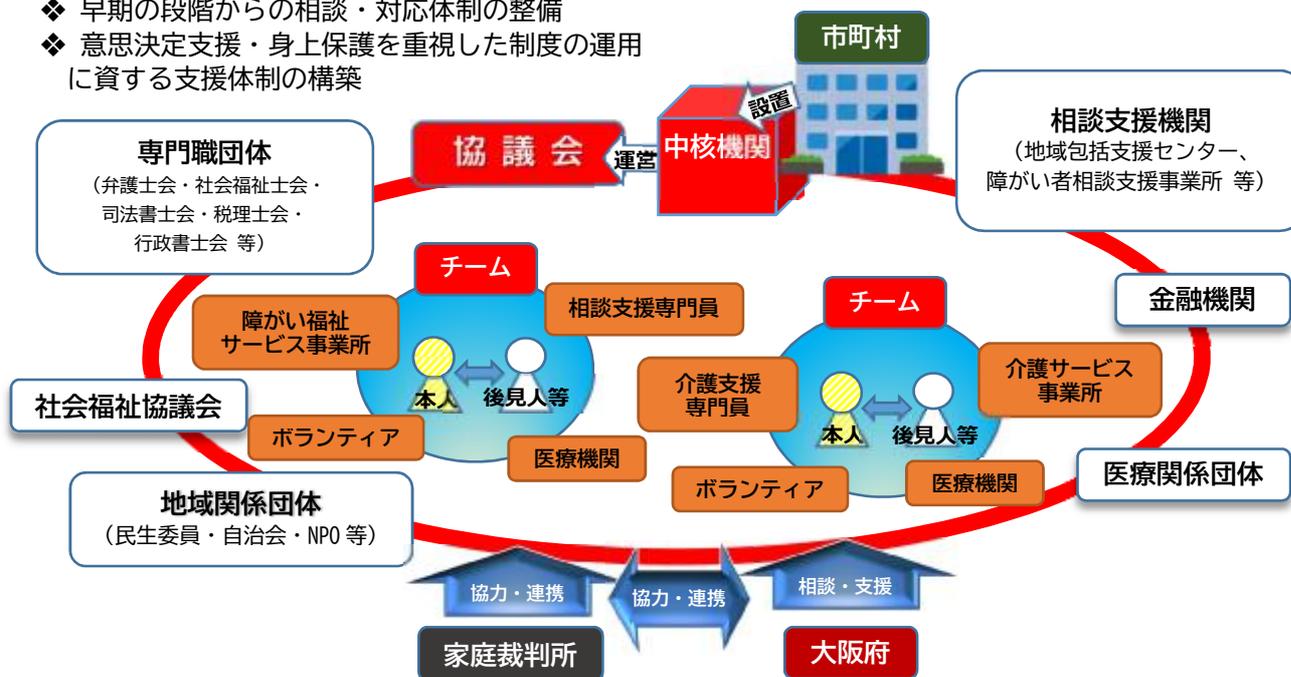
1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ・財産のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ・「制度の広報」、「制度の利用の相談」、「制度利用促進（マッチング）」、「後見人支援」等の機能を整備
  - ・後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り、「協議会等」によるチームの支援、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる期間（「中核機関」）の整備  
（中核機関の実施主体は市町村）
3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
  - ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

#### 【大阪府における地域連携ネットワーク（イメージ）】

[出典：第4期大阪府地域福祉支援計画]

##### <地域連携ネットワークの役割>

- ❖ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ❖ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ❖ 意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用に資する支援体制の構築



##### 【注】「チーム」とは

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。本人の状況等に合わせて、様々な主体（上記構成員のほか、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、生活保護ケースワーカーなど）が構成員となり支援を行う。

### (3) 成年後見制度の利用状況（大阪府）

大阪府内の成年後見制度の利用者数は、令和元年12月末時点は、17,523人（全国は224,442人）で、令和2年12月末時点では、18,357人（全国は232,287人）となっています。

認知症高齢者の増加や、障がい者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上保護や、財産管理を行う成年後見制度の対象者数は、年々増加しており、制度の潜在的ニーズが高まっています。

その中でも、単身の高齢者、高齢者夫婦世帯及び生活保護受給世帯数における高齢者世帯数等は、年々増加傾向となっており、必要な支援に繋がらないケースや、申立費用や報酬を支払うことができず、成年後見制度を利用することが困難な状況に陥る可能性があることから、府内市町村において、地域連携ネットワーク等の構築が急務となっています。

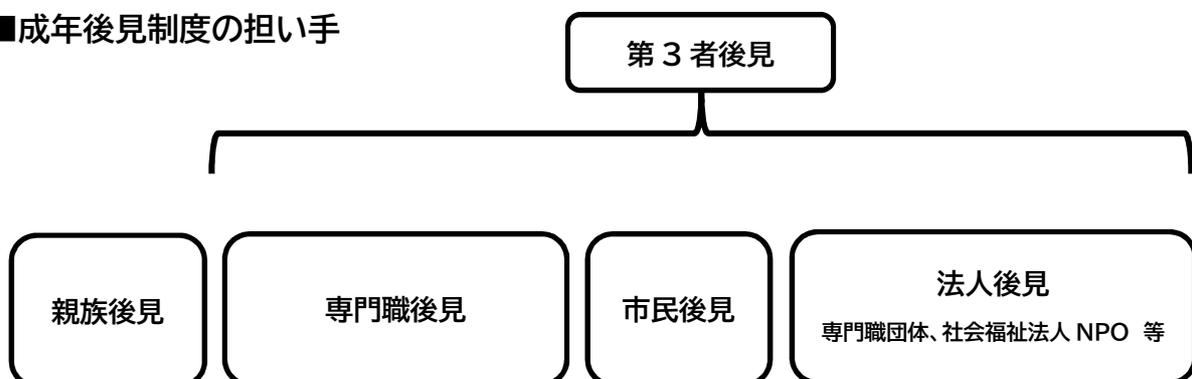
### (4) 成年後見制度の担い手の確保

成年後見制度においては、これまで、主に親族や専門職等が制度の担い手として要支援者を支えてきましたが、後見人不足が懸念される中、地域社会における制度の安定的な運営が求められています。

大阪府では、平成23年度から、全ての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人の支援を受けることができるよう、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を開始しました。市町村の参画を働きかけ、令和3年3月現在で、21市町（政令市を除く）が、大阪府社会福祉協議会（以下「大阪府社協」という。）へ事業委託する形で実施しています。

今後、制度の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手確保等）や、市町村職員等関係者の資質の向上等の課題についても、府域レベルでの取組が期待されています。

#### ■成年後見制度の担い手



## 2. 成年後見制度と日常生活自立支援事業

### (1) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、地域で自立し安心して生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

大阪府では、実施主体である大阪府社協が、市町村社会福祉協議会へ委託し、事業を実施しています。事業のニーズは、年々増加傾向にあり、令和3年3月末時点で、府域の利用者は、2,828名（政令市を除く）、待機者は256名（政令市を除く）となっており、専門員の増員や、より本人の状況に適した制度（成年後見制度等）への移行・活用が求められています。

#### <サービスの内容>

##### ① 福祉サービスの利用援助サービス

福祉サービスを利用する、又はやめる際の手続きを支援します

##### ② 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払い戻しや解約、預け入れの手続きを支援します

##### ③ 書類等の預かりサービス

大切な書類や印鑑などを金融機関の貸金庫などを利用して保管します

#### <事業の対象者> 次の①、②のいずれにもあてはまる方が対象となります

##### ① 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難である方

（認知症等の診断や障がい者手帳の有無に関わらない）

##### ② 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方

### (2) 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度と日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な方を支援する権利擁護に資する仕組みという点で共通しています。一方、日常生活自立支援事業は、契約能力がある方を対象にしており、成年後見制度は、契約能力の有無ではなく、判断能力の低下の程度に応じて後見人等が本人の生活を護る制度です。

このため、本人の判断能力やニーズに応じて、適切な、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への移行が求められています。

「日常生活自立支援事業と成年後見制度対照表」（全国社会福祉協議会地域福祉部作成）

【出典】2020年 日常生活自立支援事業推進マニュアル（全国社会福祉協議会）一部加工

	日常生活自立支援事業		補助・保佐・成年後見制度（法定後見）	
所轄庁	厚生労働省		法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等		民法等、政省令、家事事件手続法等	
対象者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上の障がいより事理弁識する能力 [  が不十分な者＝補助 が著しく不十分な者＝保佐 が欠く常況にある者＝後見 ]	
担い手・機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会等（法人） 法人の履行補助者として 専門員、生活支援員	保護者複数可	補助人・保佐人・成年後見人 （自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等及び法人）
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会（実施主体）及び運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、 成年後見監督人
費用	社会福祉事業として、 契約締結までの費用は公的補助 契約後の援助は利用者負担（生活保護利用者は公費助成）		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化。 成年後見制度利用支援事業による申立費用や報酬助成。	
手続きの開始	社会福祉協議会に申し込む （本人、関係者・機関、家族等）		裁判所に申立（本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等。市町村長（福祉関係の行政機関は整備法で規定）） ※本人同意：補助＝必要、保佐・後見＝不要	
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認あるいは契約締結審査会で審査		医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 （最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成）	
援助の目的・理念	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助		自己決定の尊重と保護の調和	
援助（保護）の特徴	生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理		法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意	
援助（保護）の種類、方針	相談	福祉サービスの情報提供、助言等相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし（法律行為ではないため） ※成年後見制度申立て等の手続案内は家庭裁判所で実施	
	法律行為・財産管理・福祉契約等	○ 日常的金銭管理 ・ 日常的な金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・ 福祉サービス利用料支払いの便宜の供与 ○ 書類等の預かり ・ 証書等の保管より、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える ○ 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※施設入所手続きの代理は援助から除外。 ※上記のことを援助の種類とし、情報提供相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	○ 財産管理等の法律行為 （不動産の処分、遺産分割等の法律行為） ・ 同意権・取消権（補助は家裁が定める「特定の法律行為」、保佐は民法第12条第1項各号所定の行為、成年後見は日常生活に関する行為以外の行為） ・ 代理権（補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関するすべての法律行為） ※身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うにあたっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。また、身上保護に関する個別的规定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨が規定されている。	

### 3. 社会福祉法人による法人後見

～社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見～

成年後見制度では、自然人だけではなく、法人が成年後見人等になることが認められています。全国的に見ると社会福祉法人や医療法人、NPO 法人等の様々な法人が成年後見人等の担い手となっていますが、まだ少数にとどまっています。

その中でも、社会福祉法人は、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、幅広い福祉関係者や地域住民等とのネットワークを活かし、地域福祉のコミュニティづくりを行っています。そのため、成年後見制度における後見活動が、本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められていることから、社会福祉法人の専門性やネットワーク等を活かした積極的な取組が期待されています。

また、国基本計画においても、社会福祉法人は、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、「地域における公益的な取組」の一つとして、低所得者の高齢者・障がい者に対して、自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組の推進が期待されています。

ただし、本人が利用しているサービスの提供者による後見活動は、本人と利益相反の恐れがあるため認められないとの指摘があり、十分留意する必要があります。

#### 成年後見制度

##### 制度の担い手の確保が必要

- ▶府域のどの地域においても、必要な人が制度を利用することができるよう、担い手確保が必要
- ▶本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められている

#### 社会福祉法人

##### 地域における公益的な取組の実施

- ▶福祉に関する専門性やノウハウ、地域との関係者とのネットワーク等を活かし、地域社会への貢献が期待されている

#### 社会福祉法人による法人後見の実施

(「地域における公益的な取組」として実施)



##### 被後見人等のメリット

- ・府域のどの地域においても制度の利用が可能
- ・継続的に制度を利用することが可能
- ・地域のネットワーク等を活用したチーム支援が受けられる



※「地域における公益的な取組」として実施する場合、後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担



#### ◆ コラム「法人後見と利益相反」

大阪弁護士会 弁護士 高江 俊名

民法860条は、未成年の親権者による利益相反行為について定めた民法826条の規定は、後見人にこれを準用するとし、後見人と本人とで利益が相反する行為については、後見人は、本人のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならないと定めています。後見人と本人との間で利益が衝突する場合には、後見人において、後見人としての権限を公正に行使することが期待できないからであり、後見人は、本人と利益が相反する行為については職務を行う権限を有しないことを定めるものです。

また、民法843条は、家庭裁判所が成年後見人を選任する際には、本人と利益相反のある者を適切に排除するため、考慮事情として、本人との利害関係の有無を考慮しなければならないと定め、成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容とともに、その法人及び代表者と本人との利害関係の有無を考慮しなければならないと定めています。法人については、本人との利益相反のおそれのある法人を適切に排除すべき要請が強いことに配慮して、特に利害関係の点に重点を置いた規定が設けられたとされています（小林昭彦ほか編「新成年後見制度の解説【改訂版】141頁）。

法人が後見人となる場合は、上記のような規定との関係で、本人が入所する施設を経営する法人が本人の後見人となることは認められるかどうか問題となります。

この点については、「本人が入所している施設を経営する法人は、本人に対して入所費用を請求する立場にあることから、包括的な代理権を有する成年後見人や本人の財産の管理（たとえば、預貯金の管理等）について代理権を有する保佐人・補助人に当該法人がなることは、利益相反のおそれがあり、認められないものと解されます。」

（前掲同書136頁）、「本人が入居している施設（法人）が後見人になると、当該被後見人のほぼ全生活領域につき、当該後見法人が決定権を有する状況になるから、このような事態は避けられなければならない。」（基本法コンメンタール[第五版]親族243頁〔田山輝明〕）とされています。

## 第2章 法人後見支援事業

### 1. 法人後見支援事業

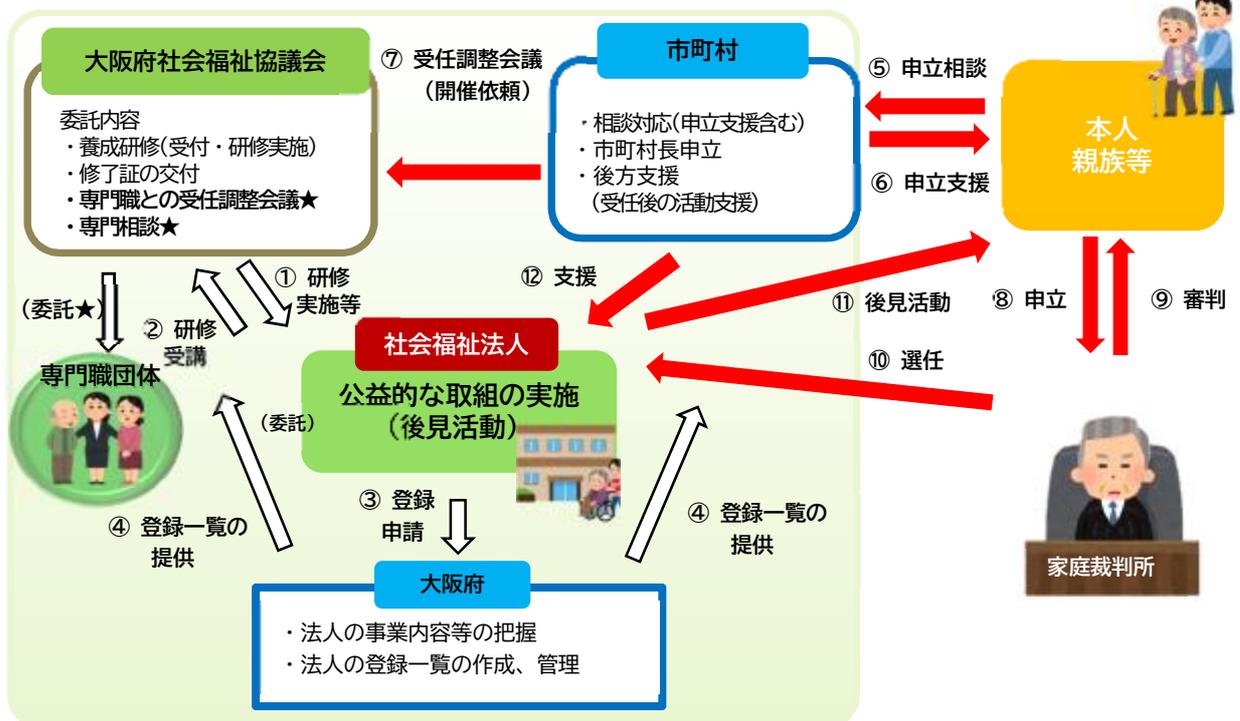
本事業では、市町村等（※）、大阪府社協、専門職、家庭裁判所等と連携・協力し、事業に参画する社会福祉法人に対する「法人後見専門職員養成研修」の実施や、後見活動を支援する取組を実施します。

（※）この手順書に記載する「市町村等」とは、市町村及び本事業に取り組む市町村から業務委託を受けた中核機関等のことを指します。

この手順書は、市町村向けの事務マニュアルとなります。法人向けの「法人後見活動マニュアル」も併せて確認してください。また、令和3年度時点の実施内容をまとめたものであり、今後変更となる可能性があります。

本事業では、社会福祉法人による継続的な後見活動が期待されています。市町村においては、社会福祉法人に対し継続的な支援ができるよう、体制を整備してください。

【法人後見支援体制整備事業（イメージ）】



## 2. 各主体の主な役割

法人後見支援事業の実施にかかる各主体の主な役割は、以下の表のとおりです。法人後見専門職員の養成と後見活動支援にあたり、大阪府、市町村及び大阪府社協をはじめ、専門職や家庭裁判所等、多様な主体が連携・協力しながら取組を支援します。

※具体的な内容については、第3章及び第5章に掲載

### 【各主体の主な役割】

	市町村等(※) (中核機関等委託先を含む)	大阪府社協 (府事業の委託)	大阪府 (総合調整)	
(1) 養成	① 養成研修	・周知・PR (広報誌・HP等) ・研修参加 ・受講者の状況把握 ・担当課の明確化 (窓口の一本化)	・周知・PR (広報誌・HP等) ・研修実施(全般) (案内・受付・研修実施・ 修了証の交付等)	・周知・PR (関係機関等への周知 等)
	② バンク登録	・一覧の管理	・一覧の管理	・登録事務全般 (申請受付・一覧の提供・ 管理等)
(2) 活動	③ 受任調整	・受任調整 (出席・議案説明)	・受任調整(会議運営)	・受任調整 (出席・議案説明)
	④ 活動支援	・日常相談の実施(随時) (福祉サービスの利用等) ・情報交換等の実施(定期) (本人の状況、後見活動の 確認) ・活動交流会への参加 ・緊急連絡体制の整備	・専門相談の実施(定期・随時) ▶家裁への提出書類作成 ▶後見活動への支援等 ・損害賠償保険手続き ・フォローアップ研修の開催 ・活動交流会の開催 (市民・専門職等との情報交換 等)	・関係機関との連絡調整 (市町村等、大阪府社 協、国、家裁等) ・マニュアル作成 (社福法人向け・市町村 向け)
(3) 運営	⑤ 事業運営	・企画会議(出席・議案説 明)	・企画会議(会議運営)	・総合調整 ・企画会議(出席・議案 説明、事業のあり方につ いて検討)

※「(1) 養成」については、法人の所在する市町村が対応

「(2) 活動」については、原則、要支援者(被後見人等本人)の居住地の市町村  
等が対応

### 3. 制度の担い手確保にかかる考え方

大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、制度の担い手確保に努めています。大阪府と市町村の制度の担い手確保に係る役割分担は、以下のとおりです。

#### ① 市民後見人養成事業【事業主体：市町村】

大阪府では、平成 23 年度より、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進し、令和 3 年 3 月末時点で 21 市町（政令市を除く）が実施しています。未実施の市町村においては、引き続き、市民後見人養成事業への参画に向けて、検討をお願いします。

（国の「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村における市民後見人の研修・育成・活用が求められています。）

#### ② 大阪府法人後見支援事業【事業主体：大阪府】

社会福祉法人による地域社会への貢献（地域における公益的な取組）として行う後見活動を広域的に支援するため、大阪府、市町村等、大阪府社協等と連携・協力し、養成研修の実施や活動支援を行う体制を整備します。

（「2. 各主体の主な役割」を参照してください。）

## 【参考】大阪府法人後見支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上保護や財産管理を行う成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人以外の地域における支え合いによる支援体制を構築する必要があり、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、幅広い福祉関係者や地域住民等とのネットワークを活かした社会福祉法人による法人後見の取組が不可欠である。

また、厚生労働省の「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」において、社会福祉法人は、地域における公益的な取組の一つとして、成年後見等を実施するなど取組の推進が期待されているところである。

このため、大阪府において、市町村及び関係機関（以下「市町村等」という。）と連携・協働し、地域における公益的な取組としての社会福祉法人による法人後見（以下「法人後見」という。）を支援する大阪府法人後見支援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (事業内容)

第2条 本事業に係る業務は次表に掲げるとおりとする。

	業務名	業務内容	
1	法人後見 専門職員 養成研修	研修の実施	法人後見の業務を適正に行うのに必要な知識・技能・倫理を修得した専門職員を養成するための研修を実施する。
		研修対象者	大阪府内に本部が所在する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）が推薦する職員を対象とする。
		修了証の交付・再交付	研修を修了した者には、法人後見専門職員養成研修修了証（以下「修了証」という。）を交付する。また、修了証を紛失した者には再交付する。
		参加の促進	市町村等が養成研修を受講し知識の習得及び社会福祉法人と顔の見える関係づくりに努めることは、法人後見活動を支援するにあたり有意義であるため、大阪府は市町村等に養成研修への積極的な参加を促すものとする。
2	バンク登録・管理	バンク登録	法人後見を行う社会福祉法人は、大阪府法人後見人バンク（以下「バンク」という。）に登録しなければならない。専門職員を擁する社会福

			社法人から登録申請があり、別に定める基準を全て満たす場合、大阪府はバンク登録を行うものとする。
		バンク登録一覧の管理	バンク登録一覧を管理し、個人情報保護に関する法令・条例に留意しつつ、市町村等に一覧の提供を行う。
3	後見人支援	受任調整の実施	後見人等候補者の選任に向けた法人後見受任調整を行う。
		専門的支援体制の構築	後見活動に係る困難事例等に円滑に対応するため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による支援体制を構築する。
		日常的支援体制の構築	市町村等による、後見活動に係る日常的な支援体制を構築する。
4	事業の推進	継続的な検討の実施	法人後見人の養成・活動の更なる推進を図るため、事例の分析・課題の検討等を継続的に行う。
5	その他業務	1から4に掲げる業務のほか、本事業の実施にあたり必要な業務を行う。	

(実施方法)

第3条 大阪府は、大阪府社会福祉協議会等、適切な事業運営を行うことができると認められる者への委託による方法により、事業を実施することができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

### 第3章 法人後見専門職員養成研修とバンク登録

#### 1. 法人後見専門職員養成研修

本事業において、社会福祉法人が後見等候補者として推薦されるためには、法人後見専門職員を配置し、法人バンク登録する必要があります。大阪府では法人後見専門職員を養成するため、研修を実施します。養成研修への参加者は、法人が適任者として推薦した者とし、この研修の修了者に修了証を交付します。

#### 《研修カリキュラム（イメージ）》

	科目	内容	単位
1	成年後見制度の概要	成年後見制度の必要性、趣旨、理念、成年後見人等の役割、権限と義務、法人後見の位置付け、任意後見	3
2	権利擁護活動の現状	権利擁護とその支援の基本的な考え方や内容(日常生活自立支援事業・市民後見人)	0.5
3	意思決定支援を踏まえた後見活動の実際	権利擁護支援としての意思決定支援の考え方と基本的な内容	1.5
4	就任時からの流れ	就任から修了までの事務の概要	1
5	後見計画と財産目録の作成	後見計画、財産目録、収支予定表等の作成	2
6	財産管理の実務	財産管理の考え方と基本的な実務に関するポイント	1
7	身上保護の実際	身上保護の知識及び実務(演習あり)	2
8	報告書の書き方	家庭裁判所への提出書類の作成(演習あり)	1
9	後見実務の諸問題及び関連法律知識	成年後見人等が直面しうる法的課題、虐待防止法など死後事務、終了事務など	1
10	グループワーク	事例を通して後見人の役割を考える	2

## 2. 法人後見人バンク登録

### (1) 法人後見人バンクの登録について

前記の研修を受講・修了した職員が1名以上所属する社会福祉法人であれば、法人後見人バンクに登録申請することができます。

※法人後見人バンクの運営にあたり必要な事項は、「大阪府法人後見人バンク運営要領」に定めています。

### (2) 法人後見人バンクの登録一覧の管理・提供について

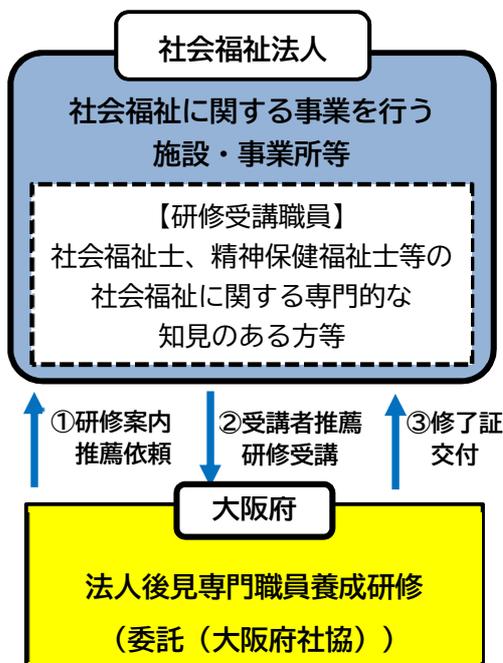
大阪府は、「大阪府法人後見人バンク登録」の一覧を管理（申請・変更・退会等を含む）し、市町村等に提供します。市町村等は、提供されたデータについて、個人情報保護規程等を遵守し、適正に管理してください。

#### 【法人後見人バンク登録までの流れ】

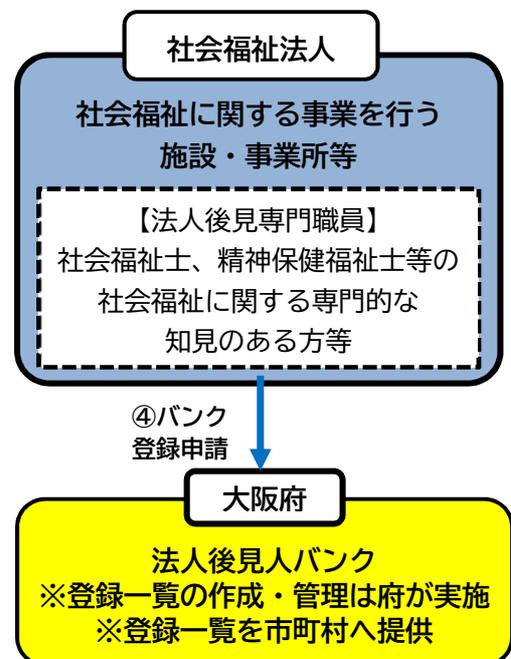
<主な手続きの流れ>

- ① 大阪府社協から法人へ研修の案内、受講者推薦依頼
- ② 社会福祉法人の長は「法人後見専門職員養成研修」の受講職員を推薦し、研修を受講
- ③ 研修の受講修了者に対して修了証を交付
- ④ 社会福祉法人は、「法人後見人バンク」に登録申請し、大阪府は、社会福祉法人からの申請に基づきバンク登録を実施

#### (1) 研修の受講・修了



#### (2) 法人後見人バンク登録



## 【参考】大阪府法人後見人バンク運営要領

この要領は、大阪府法人後見支援事業実施要綱第2条に基づく大阪府法人後見人バンク（以下「バンク」という。）を大阪府が運営するにあたり、必要な事項を定める。

### 1. バンクの登録、変更、抹消及び退会

(1) 大阪府は、登録を希望する者に、大阪府法人後見人バンク登録申請書（様式第1号）、誓約書（別紙1）、組織体制図（別紙2）及び添付書類（定款及び所轄庁による直近の指導監査結果の写し）を提出させ、申請者が次のアからエに掲げる基準を満たしている場合、バンクに登録するものとする。

ア 法人本部が大阪府内に所在する社会福祉法人であること。

イ 大阪府が実施する法人後見専門職員養成研修を修了した職員を1名以上擁していること。

ウ 法人後見人等として活動する意思を持ち、成年後見制度に関する基礎的な知識を有し、成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）としての活動を安定的、継続的に実行できる運営体制にあること。

エ 次の（ア）から（ウ）に掲げる後見人等の欠格事由に該当しないこと。

（ア）家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

（イ）破産者

（ウ）被後見人等に対して訴訟をおこした者

(2) 大阪府は、登録者の登録事項に変更があった場合、速やかに、大阪府法人後見人バンク登録変更申請書（様式第2号）を提出させ、登録事項の変更を行う。

(3) 大阪府は、登録者が1（1）に掲げる基準を満たさなくなった場合又は次のアからクに掲げる基準を遵守しない場合、登録者のバンク登録を抹消するものとする。

ア 後見人等としての活動について、後見等報酬を収受しないこと。

イ 「地域における公益的な取組」として後見人等の事務遂行に必要とする費用については、全て登録者の負担とすること。

ウ 後見人等又はその親族からの財産の寄付・贈与を受けないこと。当該後見等の終了後も同様とする。

エ 大阪府及び市町村等から、後見人等としての活動に対して助言又は支援を受けた場合、その助言又は支援内容を基本として活動しなければならないこと。

オ 後見人等であることを、受任事案の後見人等としての活動及び大阪府法人後見支援事業以外の目的に利用してはならないこと。

カ 後見人等であることにより知り得た個人情報をも漏洩し、又は後見人等としての活動以外の目的に使用してはならないこと。

キ 大阪府法人後見支援事業以外の後見人等、任意後見受任者及び任意後見人にならないこと。

ク その他、大阪府が別に定める「法人後見活動マニュアル」及び「法人後見支援事業事務手順書」に基づき活動を行うこと。

(4) 大阪府は、登録を抹消された者に対して、バンク登録を抹消したことを書面で通知するとともに、登録を抹消された者が後見人等の場合、後見人等の辞任を勧告する。

(5) 大阪府は、バンクを退会する登録者に対し、大阪府法人後見人バンク退会願（様式第3号）により、次のアからウに掲げる事項の遵守を誓約させる。

ア 退会する者が後見人等である場合は、家庭裁判所に自ら後見人等の辞任を申立てなければならないこと。

イ バンクに登録して行う活動によって知り得た個人情報をも漏洩し、又はこの活動以外の目的に使用してはならないこと。

ウ バンクを退会した者は、退会日以降、登録者に対する大阪府及び市町村等の支援を受けないこと。

## 2. 後見人等の辞任又は解任に係る事務

(1) 後見人等が辞任又は解任された場合、大阪府及び市町村等は、被後見人等に不利益や生活上の支障が起こらないように、受任していた者に後見等終了の事務を行わせ、必要に応じて支援を行う。

(2) 大阪府及び市町村等は、後任の後見人等候補者として他の登録者を推薦するため受任調整を行い、その経過を家庭裁判所に報告する。

(3) 後任の後見人等の申立費用は、申立人の負担とする。ただし、申立人に責のない場合はこの限りではない。

## 3. 登録者に対する研修

大阪府は、登録者の知識の修得と活動内容の向上のため、登録者を対象とした研修を定期的に実施する。

## 4. 運営の委託

大阪府は、大阪府社会福祉協議会等、適切な事業運営を行うことができると認められる者にバンクの運営又はその事務の一部を委託することができる。

## 附 則

この要領は、令和3年8月17日から施行する。

(様式は掲載略)

### 1. 受任までの流れ

#### (1) 候補者推薦の意向確認から申立てまで

##### ① 候補者の意向確認

市町村等において、法人後見の受任が適当であると思われるケースがあった場合、本人の居住地を活動エリアとするすべての法人に意向を確認し、調整を行います。

##### ② 候補者の決定

市町村等は大阪府社協へ連絡し、大阪府社協は受任調整会議を開催し、候補者を決定します。

##### ③ 家庭裁判所への申立て

市町村等は、決定した候補者を記載した書面及び「候補者（法人〇〇）に関する照会書」を申立書に添付し、(2)②記載の資料を揃えた上で、家庭裁判所へ申立てをします。

#### (2) 申立てから活動開始まで

① 後見等開始の申立てを受けた家庭裁判所では、追完書類の有無や事案を確認します。

② 裁判所に提出する書類は、次のとおりです。

<申立時に申立人が家庭裁判所に提出するもの>

- 1 法人登記の登記事項証明書
- 2 定款
- 3 財産目録、決算書、法人税確定申告書、主な所有不動産の登記簿謄本
- 4 損害保険等の賠償能力に関する資料
- 5 法人の構成員が確認できる名簿・組織図（役員名簿及び実際に後見事務を担当する可能性のある者の名簿）
- 6 専門職員の専門職員養成研修修了証コピー
- 7 後見事務担当者の資格証明書（会員証等のコピーでも可）
- 8 その他、活動内容がわかる資料・パンフレット等

③ 家庭裁判所で候補者を後見人に選任するとの審判がされた場合、選任された後見人（法人）に対して、審判書（謄本）が送達されます。

④ 家庭裁判所から送付されるもの

- ・ 審判書（謄本）
- ・ 成年後見人ハンドブック

### （3） 後見開始の審判の確定と事件記録謄写の送付

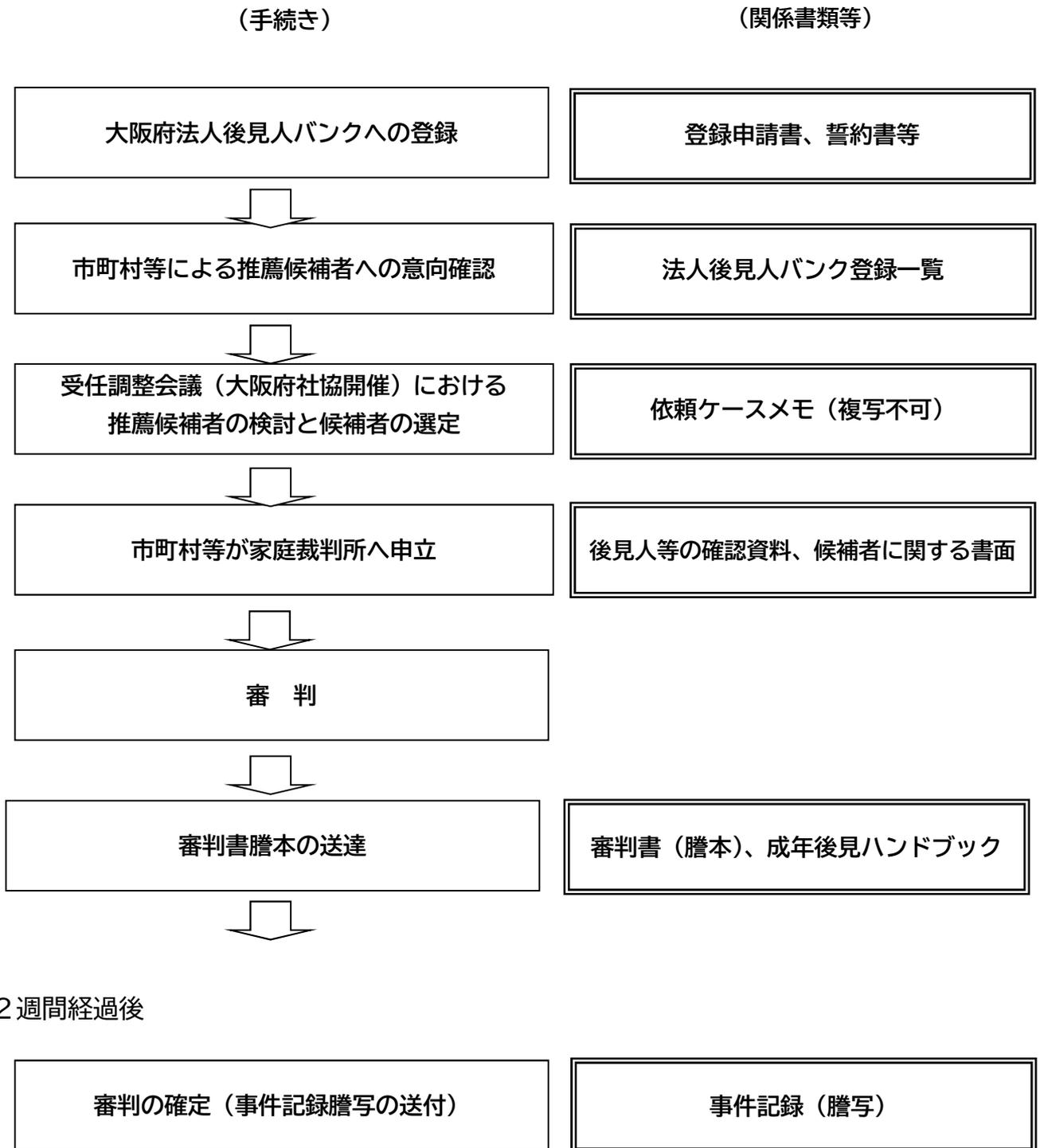
確定の日は2週間の即時抗告期間満了日の翌日になります。

（例） 12月3日 後見人が告知を受ける（審判書謄本が送達される）  
↓ 2週間（2週間経過した日が土・日・祝日のときは、次の  
↓ 開庁日が満了日となる）

12月17日

12月18日 確定（上記の日の翌日に確定となる）

## 法人後見人等の受任までの手続き（フロー図）



## 2. 受任調整

### (1) 法人後見相当基準

「法人後見の受任が適当であると思われるケース」とは、以下の法人後見相当基準に該当するものです。ただし、この基準に該当し、市町村等が「法人後見の受任が適当である」と判断したケースについても、受任調整会議において総合的に勘案した結果、「法人後見相当案件ではない」として候補者の推薦を行わないこともあります。その場合は、受任調整会議委員により、適切な受任先を検討します。

#### <<法人後見相当基準>>

##### ① 市民後見人相当案件ではないこと

P.22「市民後見人チェックリスト」で確認

##### ② 高額の資産をもっていないこと

例：生活保護受給者やそれに準じる方  
後見報酬を資産から支弁できない方

##### ③ 法的な措置等、複雑な支援を要しないこと

例：急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争等がなく比較的落ち着いた方  
複雑な不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない方

##### ④ 居所エリアが定まっていること

例：今後も実家や施設での生活を希望している方  
入居する施設が決まっている方

##### ⑤ 社会福祉法人の長所を活かした後見活動を必要としていること

例：独居では若干の不安があるが、地域のネットワークで見守ることにより、希望する自宅での生活を継続できる方

※ ⑤については、今後も事例の検討を行っていきます

### (2) 候補者選定基準

法人後見相当案件である場合、候補者の選定をするため、受任調整会議を開催します。受任調整会議では、市町村等から事案を説明（申立て時の本人の生活状況や、申立てに至った経緯等）した上で、本人にふさわしい法人後見人バンク登録者を候補者として選定します。主な候補者選定基準は以下のとおりです。

## <<候補者選定基準>>

### ① 後見活動が可能な状況にあるか

法人後見の候補者の検討において、後見活動に係る法人の運営体制（人員配置や法人の支援体制等）が整っているか確認する必要があります。後見人等として選任されると、選任後1ヶ月と3週間以内に本人の財産目録等を作成する必要があり、平日の日中に金融機関へ行かなければなりません。また、本人に対する訪問は月に1回以上行います。そのような活動が可能な状況にあるかどうかを確認します。

### ② 月に1回以上の訪問が可能な距離にあるか

月に1回以上の訪問を行うにあたり、本人の所在地は、法人の専門職員が移動可能な範囲（支援可能な範囲）である必要があります（本人の所在地が法人所在地と同一の市町村である必要はない）。受任調整会議では、地図に、本人の住まい、法人の所在地等を記入し、距離や移動手段が適切かどうかを具体的に確認します。

### ③ 本人との間に利益相反の恐れが起り得ないか

法人は、本人との関係において、利益相反の關係に立たないように常に配慮する必要があります。法人が運営する施設の入居者や、提供する福祉サービスの利用者の後見人等となることはできません。利害關係が発生し、利益相反として後見活動を行うことが不適切となる可能性があります。そのため、利害關係が起り得るかどうかを確認しておきます。

#### <利益相反に関する基本的な考え方>

##### 利益相反回避のため、以下は受任対象外とする

例1) 当該法人が運営する施設の入居者

例2) 当該法人の福祉サービスの利用者

例3) 当該法人と理事を同じくする法人の施設入居者及び福祉サービスの利用者

この他、確認が必要な内容があれば、個別に確認した上で、法人後見人候補者を決定します。

## 市民後見人チェックリスト

- (1) 必須要件の□全てにチェックが入る
- (2) 受任上の問題に対応可能である をいずれも満たす場合は、市民後見人を推薦人とした申立を検討してください。

### (1) 市民後見人受任の必須要件

- 後見類型である
- 急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争がない
- 本人に自虐や他害の行為がない
- 預貯金が1,200万円未満である
- 何らかの形でコミュニケーションを図ることができる

### (2) 市民後見人受任上の問題

- 不動産の処分、相続、遺産分割や債務整理などの対応を要する
  - ⇒  弁護士等に当該事務を委任して対応することが可能である
  - 支援者等の協力が得られ、対応することが可能である
  - 市民後見人単独で対応することが可能である
- 後見事務費（交通費・通信費・事務費）を月々の収支から支弁できない（月約3,000円）
  - ⇒  月々の収支はマイナスだが、預貯金から支弁可能である

### ※ 市民後見人養成事業に参画していない市町村 ※

市民後見人の育成は、担い手の確保という観点だけでなく、活動そのものが住民による地域課題解決の取組であり、地域共生社会の実現に資するものと言えます。

市民後見人養成事業に参画していない市町村は、市民後見人養成の必要性について改めて認識し、市民後見人養成事業への参画を検討してください。

## 社会福祉法人の意向確認チェックリスト

法人後見相当の場合、法人後見人バンクの社会福祉法人に対し、以下の項目について確認し、意向確認を行ってください。

申立て担当： \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 課 職・氏名 \_\_\_\_\_

法人名：社会福祉法人 \_\_\_\_\_

確認日と方法： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) TEL・メール・対面 (法人担当： \_\_\_\_\_ )

### ① 法人後見バンク登録事項について、変更の有無

- 法人の名称、所在地、電話番号、メールアドレス、代表者氏名
- 担当者の氏名、連絡先
- 法人後見専門職員の配置状況
  - ・退職や施設間の異動
  - ・ほかの職務との兼務状況
- 後見活動実施地域
  - ・当該市は含まれているか
- 指定を受けている事業のサービス種別、名称、所在地
- 欠格事由非該当の確認

### ② その他の確認事項

( \_\_\_\_\_ )

### ③ 受任の意思

- ある       ない（理由： \_\_\_\_\_ ）

このチェックリストは、受任調整会議に資料として提出してください。

また、①にチェックが入った（登録事項に変更があった）場合は、バンク登録変更申請が必要です。

## 【参考】受任調整関係

### 必要資料一覧

資料 番号	名称	備考	マニュアル 参照ページ
1	受任調整会議用 個人台帳	必要に応じて代理行為目録等を添付	P25～28
2	本人情報シート	市町村長申立にかかる様式	
3	事情説明書（市町村長申立用）		
4	親族関係図		
5	受任調整会議用 候補者台帳	全ての候補者について作成	P29～30
6	組織体制図	法人後見人バンク申請時提出	
7	受任調整会議用 サービス提供法人台帳		P31
8	受任調整会議用 地図		P32
9	社会福祉法人の意向確認チェックリスト		P23

## 受任調整会議用 個人台帳（記載例）

### 1 本人の基本情報

ふりがな	○○○○ ○○○	生年月日	○年○月○日
利用者氏名	○○ ○○		男・女
住 所	○○市○○町** - **	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅で独居 <input type="checkbox"/> 家族等と同居 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 施設等入所中	
電話番号	TEL *** - *** - ****		
障がい区分	知的障がい（療育手帳 B1）		
収 入	障害年金 月額 ○○○,○○○円		
類 型	保佐（代理行為目録添付）		

### 2 申立て理由

○○市で生まれ育つ。単身、独居。父の工場を手伝いながら、母の介護（認知症）を行っていたが、平成○年に母が死去。その後、工場を閉鎖し、父の年金と本人の障害年金で生活をしてきたが、平成○年に父が死去。金銭管理ができず、年金をもらおうとすぐにパチンコでお金を使い果たしてしまう。パチンコ以外では外出せず、食事もとらずに家の中で引きこもっている。本人は自宅での生活を希望しているが、頼れる親族もいないため、成年後見制度による支援が必要。

### 3 支援の経過

姉が隣県にいるが、母の死後疎遠になっていた。また、自身の子育て・介護もあり支援が難しい。本人と今後の生活の場について話し合った結果、自宅での生活を希望されており、先月から相談支援専門員、ヘルパーの訪問、配食サービスを受けている。

### 4 金銭管理の状況

※出金、支払い、福祉サービス等の利用手続き、家計管理、金銭の使途等の現状、支援者や支援方法、頻度等日常生活自立支援事業を利用し、月一回程度訪問、必要な現金を渡している。

### 5 今後必要な支援内容

- ・ 今後必要な法律行為（入院、施設入居等）についての代理権・取消権の行使
- ・ 福祉サービスの利用支援
- ・ 日用品代の支払い等生活費の支給

## 6 生活歴・支援者等

生活歴	<生活歴>…どのように育てられたか、学歴、結婚歴、子どもの有無、過去の職歴、現在の生活に至る経過 ○○市出身。○人兄弟の次女。○○学校卒業後、父の工場を手伝っていた。婚姻歴は無し。姉がいるが、母の死後疎遠になっている。			
家族・親族	続柄	氏名	連絡先	本人への支援状況
	姉	○○ 〇子	○○県○○市○○区	疎遠
支援者	本人との関係（職種等）		本人への関わり、支援状況等	
	○○氏		担当相談支援専門員	
	○○病院 ○〇Dr		担当主治医	

## 7 生活の場、利用しているサービス

現在の生活の場	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅		開始時期（○年○月～現在まで）	
	<input type="checkbox"/> 施設、		入所時期（ 年 月～現在まで）	
	入所先		種別	
	名称			
	<input type="checkbox"/> 長期入院中		入院時期（ 年 月 日～現在まで）	
	入院先		原因疾患	
名称				

福祉サービス・保健医療サービスの利用状況	サービスの種類	利用頻度	利用法人名（施設・事業所）
年 月現在	<input checked="" type="checkbox"/> ホームヘルプサービス	週 2回	社会福祉法人○○（○○事業所）
	<input type="checkbox"/> デイサービス	週 回	
	<input type="checkbox"/> デイケア	週 回	
	<input type="checkbox"/> ショートステイ	月 回	株式会社○○（○○配食サービス）
	<input type="checkbox"/> 訪問看護サービス	週 回	
	<input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス	週 3回	
	<input type="checkbox"/> ガイドヘルプサービス	週 回	
	<input type="checkbox"/> 通所施設	週 回	
	<input type="checkbox"/> 作業所等	週 回	
<input type="checkbox"/> その他 ( )			

## 8 生活状況

コミュニケーション	<b>■</b> 会話による意思疎通 ( <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 部分的に可能 ・ 困難 ) <input type="checkbox"/> 意思疎通の方法 ( 手話 ・ 筆談 ・ 触手話 ・ 身ぶり ・ その他 ) <input type="checkbox"/> 連絡手段 ( )
身辺介助	※排泄、入浴、整容、着替えの介助、服薬管理等の状況や特に困っていることについて 整容に無頓着で、放っておくと何日も風呂に入らないことがある。
食生活	※朝昼夕の食事状況、調理、食事の用意、買い物等の状況や特に困っていることについて ヘルパーが準備、または配食サービスを利用
室内の様子 住宅状況	※立地条件、整理整頓、火の管理、掃除、洗濯等の状況や室内の状況、特に困っていることについて ヘルパーの支援により整頓されている。
移動	※室内の移動、外出の方法、頻度、移動手段や公共交通機関の利用の可否等 自立しているが、外出したげらない。
日常生活 状況	※昼間の過ごし方、夜間の過ごし方、趣味、近所、友人との付き合い等 部屋でテレビを見ながら、布団に入って寝ている事が多い。 今のところ、相談支援専門員とのトラブルはない。
その他	

## 9 健康状況

判断能力低下の原因となる疾患について	判断能力低下の原因となる疾患名		初診日	医療機関
	入院治療歴	病名	入院期間	医療機関
	通院治療	<b>■</b> 往診 <input type="checkbox"/> 通院 (方法： )		
病名		頻度	通院中の医療機関	
		月 回		
		週 ・ 月 回		
※投薬内容その他特筆すべき事項				
その他の主な疾患	※疾病の状況、治療状況 (治療が必要な疾患についての入院や通院状況)			

10 経済状況

収入の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 年金 国民（基礎） ・ 厚生 ・ 共済 ・ その他 老齢 ・ <input type="checkbox"/> 障がい ・ 遺族 ・ その他		月額	〇〇〇,〇〇〇円
	<input type="checkbox"/> 生活保護費		月額	円
	<input type="checkbox"/> 各種手当・給付金 名称（ ）		月額	円
	<input type="checkbox"/> その他収入（ ）		月額	円
	収入合計		月額	〇〇〇,〇〇〇円
財産等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 預貯金 （ 90 ）万円 <input type="checkbox"/> その他 （ ）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 持ち家 （ <input type="checkbox"/> 一戸建 ・ 集合住宅 ） <input type="checkbox"/> 借家 （ 公営集合住宅 ・ 民間集合住宅 ・ 一戸建 ）			
主な支出の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 食費、日用品等		月額	〇〇, 〇〇〇円
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃		月額	〇〇,〇〇〇円
	<input checked="" type="checkbox"/> 公共料金		月額	〇〇, 〇〇〇円
	<input checked="" type="checkbox"/> 医療費		月額	〇,〇〇〇円
	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ代		月額	〇,〇〇〇円
	<input checked="" type="checkbox"/> 雑費		月額	〇,〇〇〇円
	<input type="checkbox"/> その他		月額	〇,〇〇〇円
	支出合計		月額	〇〇〇,〇〇〇円
債務の状況 (なければ無記載)	※金融業者からの借金、クレジット、ローン契約による債務、滞納額について			
	借入先	残高	返済期間	返済額
		円		
		円		
	<input type="checkbox"/> その他の借金			
	滞納料金の項目	返済が必要な額	特記事項	
	<input type="checkbox"/> 家賃	円		
	<input type="checkbox"/> 公共料金	円		
	<input type="checkbox"/> 健康保険・介護保険料	円		
	<input type="checkbox"/> その他の滞納			

受任調整会議用 候補者台帳

(令和〇年〇月〇日現在)

1. 法人基本情報

法人の名称	社会福祉法人〇〇
主たる事務所の住所	〇〇市〇〇町〇—〇
法人後見可能エリア	特別養護老人ホーム〇〇から自動車又は自転車 15 分圏内
法人後見受任状況	〇 件 / 〇 件 (申請書記載)
(内 個別事業所)	特別養護老人ホーム〇〇 〇件 デイサービスセンター〇〇 〇件

2. 評議員の氏名

〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	

3. 理事の氏名

〇〇 〇〇 (理事長)	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	

4. 実施事業 (定款「目的」記載事項)

<p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(ロ) 軽費老人ホーム (ケアハウス) の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 幼保連携型認定こども園の経営</p> <p>(ロ) 老人短期入所事業の経営</p> <p>(ハ) 老人デイサービスセンターの経営</p> <p>(ニ) 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>(ホ) 老人介護支援センターの経営</p> <p>(ヘ) 障害児通所支援事業の経営</p>
---

## 5. 事業等の概要

### (1) 社会福祉事業の実施状況

※専門職員の所属する事業所には、氏名及び兼務する業務を記載

番号	事業所の名称	実施事業
	事業所の所在地	
1 (本部)	法人本部	本部経理区分
	〇〇市〇〇町〇—〇	
	(専門職員) 〇〇太郎 (R3 第 I 期修了、事務長)	
2	訪問介護ステーション〇〇	老人居宅介護等事業 (訪問介護)
	〇〇市〇〇町〇—×	
	(専門職員) 〇〇次郎 (R3 第 I 期修了、ケアマネ)	
3	特別養護老人ホーム〇〇	特別養護老人ホーム (介護福祉サービス)
	〇〇市〇〇町〇—〇	
4	デイサービスセンター〇〇	老人デイサービスセンター (通所介護)
	〇〇市〇〇町〇—△	
5		

その他、△△市、××市で社会福祉事業を実施

### (2) 公益事業の実施状況

〇〇市 地域健康増進事業

### (3) 収益事業の実施状況

〇〇市 駐車場経営

受任調整会議用 サービス提供法人台帳

(令和〇年〇月〇日現在)

1. 法人基本情報

法人の名称	社会福祉法人△△
主たる事務所の住所	〇〇市〇〇町〇—〇
本人利用サービス 事業所名称・所在地	老人居宅介護等事業（訪問介護） 訪問介護ステーション △△ 〇〇市〇〇町〇—〇

2. 評議員の氏名

〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	

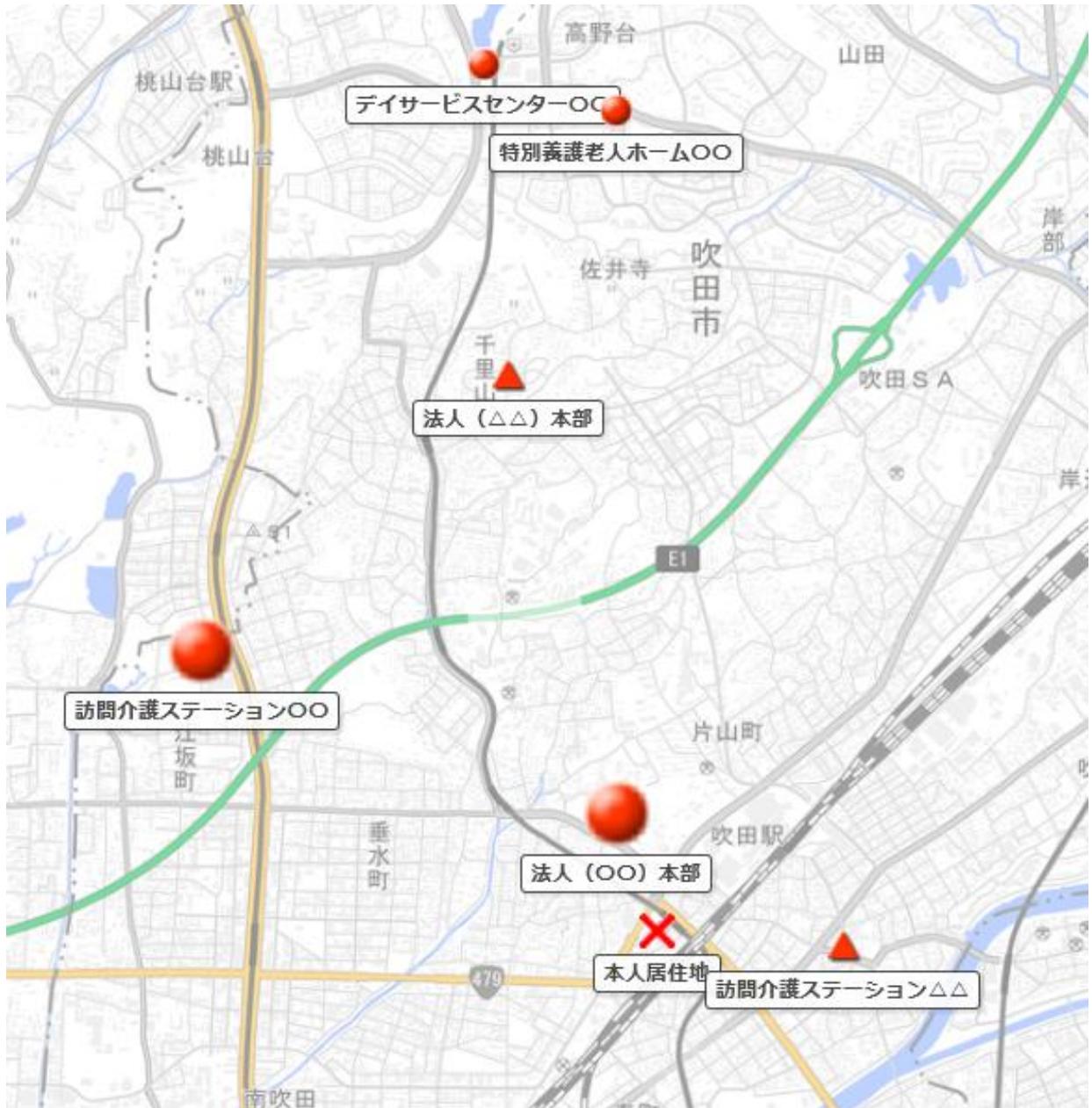
3. 理事の氏名

〇〇 〇〇（理事長）	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	

受任調整会議用 地図

(令和〇年〇月〇日現在)

記号	属性	名称	住所
×	本人	〇〇 〇子	〇〇市〇〇町〇—〇
●	候補者	社会福祉法人〇〇	〇〇市〇〇町〇—〇
	専門職員 配置施設	法人本部	〇〇市〇〇町〇—〇 (徒歩 5 分)
	専門職員 配置施設	訪問介護ステーション〇〇	〇〇市〇〇町〇—〇 (自動車 10 分)
▲	サービス提供法人	社会福祉法人△△	〇〇市〇〇町〇—〇
	事業所	訪問介護ステーション△△	〇〇市〇〇町〇—〇



### 1. 日常的な相談対応

法人からの日常的な相談の窓口は、本人の居住地の市町村等が担当します。

法人が活動上で迷った時、悩んだ時には、気軽に市町村等に相談してもらえるような体制を整備する必要があります。市町村等における相談窓口の一本化や緊急時の連絡体制の整備などを行い、法人が円滑に後見活動を行うことができる環境づくりに努めてください。

### 2. 情報交換等の実施

市町村等は、1カ月に1回、法人から活動記録の提出を受け、後見活動に係る状況報告や、本人の状況、専門相談の内容等について、法人後見活動が円滑に進むよう、法人との情報交換に努めてください。

### 3. 専門相談の実施

専門相談は、活動の経過で発生する事案に適切に対応することにより、後見業務を行う上での不安や悩みを解消し、その活動を適切且つ円滑に行うことができるよう支援するために行うものです。

市町村等はそれぞれの相談に同席し、後見活動の状況を把握してください。

(1) 定期相談（実施時期については、大阪府社協から連絡があります。）

#### ①初回報告

家庭裁判所より選任の審判を受けた場合、法人は速やかに、本人の生活、医療・福祉・介護サービスの利用状況、収支、財産状況等を調査し、1か月と3週間以内に家庭裁判所に財産目録及び収支予定表等の報告をしなければなりません。その書類及び後見計画等の作成について専門相談を実施します。

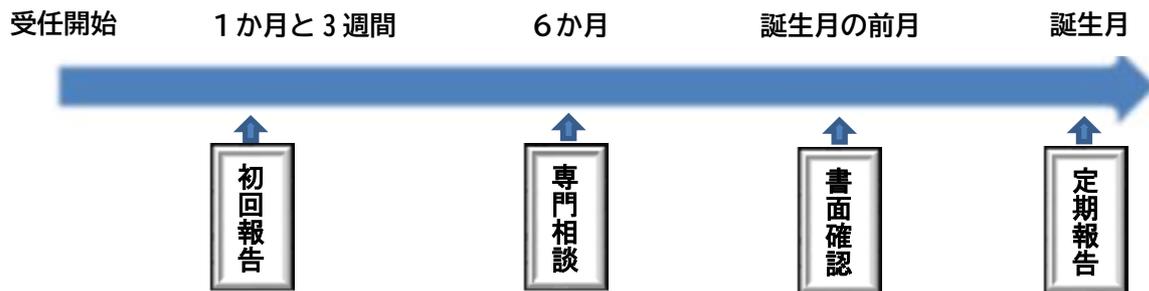
#### ②定期報告前の専門相談

法人は、定期的（法人後見活動の場合、毎年本人の誕生月に予定されています。）に、家庭裁判所に対して、後見事務の報告として後見等事務報告書及び財産目録を提出しなければなりません。その書類の作成及び支援内容の確認・助言を行うため、専門相談を実施します。

#### ③専門相談

本人の状況や支援内容を確認・助言するため、当初から6か月後に実施しま

す。2年目以降は、定期報告の6か月後に実施します。



## (2) 随時相談

市町村等が法人からの相談を受ける中で、「専門性を要するために専門職の助言を仰いだ方が良い」と判断される相談内容があれば、専門相談（大阪府社協に委託）を実施します。

## 4. フォローアップ研修等の参加

養成研修を修了した後、ただちに後見人として受任できるわけではありません。

本事業では、専門職員の後見活動への理解の促進や、支援のスキルアップの機会を確保するため、また、養成研修で高まったモチベーションの維持等を目的として、養成研修の受講修了者に対する定期的なフォローアップ研修等を実施します。

市町村等の担当職員が、法人後見活動を支援するにあたって必要な知識等について習得し、また、法人と顔の見える関係づくりの機会となるため、参加に努めてください。

